

# 水だより



水都(MITO)ちゃん

平成30年3月15日発行

発行 長岡京市上下水道部

長岡京市開田一丁目1番1号

給水人口 **81,098人**  
(平成30年2月1日現在)

給水量 **7,915,724m<sup>3</sup>**  
(平成29年4月～平成30年1月)

下水道普及率 **99.7%**  
(平成29年10月1日現在)



大門橋付近の水管橋 (城の里)

川の上を通ってる  
この管なあに？

犬川橋付近の水管橋 (勝竜寺)

## 主な内容

- 長岡京市の上下水道料金ってどうなってるの？
- 給水装置は誰のもの？
- 給水装置や排水設備の新設などは指定工事業者へ
- 水道の使用開始や中止をするには？
- 水質管理体制について
- 下水道の詰まりを回避せよ！  
～虎の巻～



3月15日 木曜日

長い金属の管が川の上に架かっているのを見たことがありますか？これは「水管橋(すいかんきょう)」というもので、河川を横断してご家庭に「水」を送るための管です。今年度、勝竜寺の犬川橋付近に架かる水管橋の架替(かけかえ)工事を実施し、雨水による浸食を防ぐため、管の材質にステンレスを用いたほか、地震などの揺れや振動に対する配慮を行いました。また歩行者の事故などを防ぐため侵入防止柵も設置しています。他にも市内には老朽化した水管橋が多数あります。安心安全な水道水を安定的に供給するため、今後も引き続き架替工事を実施していきますのでご協力をお願いします。

# 長岡京市の 上下水道料金ってどうなってるの？

上下水道事業は公営企業です。公営企業とは地方公共団体が行う事業のうち、経営により得た収益で運営する事業のことです。水道事業は、運営資金の大部分を水道料金で賄っています。下水道事業は、運営資金を下水道使用料と一部税金で賄っています。



## 水道料金の成り立ちと計算方法

水道料金は、水道メータの用途別・口径別に定められた「準備料金」と使用した水量に応じた「水量料金」の合計額に消費税を加えた金額となります。

### ■水道料金の計算方法（2カ月分）

（一般家庭の標準的な使用水量の場合）

メータ口径20mm、2カ月の使用水量が40m<sup>3</sup>

2,240円	+	65円×20m <sup>3</sup> +125円×20m <sup>3</sup> =3,800円	+	483円
準備料金		水量料金		消費税
合計 6,523円				

### ★水道料金表（一般用抜粋）

（2カ月、消費税抜）

用途	口径	準備料金	水量料金		
一般用	13mm	2,020円			
	20mm	2,240円			
	25mm	4,800円	1~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	65円
	30mm	8,600円	21~40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	125円
	40mm	22,000円	41~60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	220円
	50mm	100,000円	61~200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	230円
	75mm	230,000円	201~6,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	245円
	100mm	500,000円	6,001~20,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	255円
	150mm	1,000,000円	20,001m <sup>3</sup> ~	1m <sup>3</sup> につき	200円

## 下水道使用料の成り立ちと計算方法

下水道使用料は、水道の使用水量に応じ用途別に定められた「基本料金」と「超過料金」の合計額に消費税を加えた金額となります。井戸などの使用がある場合は、その部分を使用水量として上乗せして計算します。

### ★下水道使用料金表（一般汚水抜粋）

（2カ月、消費税抜）

用途	基本料金	超過料金		
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで 1,280円	11~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	70円
		21~30m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	95円
		31~60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	110円
		61~200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	150円
		201~1,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	160円
		1,001~2,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	170円
		2,001~10,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	180円
		10,001~20,000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	195円
		20,001m <sup>3</sup> ~	1m <sup>3</sup> につき	200円

### ■下水道使用料の計算方法（2カ月分）

（一般家庭の標準的な使用水量の場合）

2カ月の使用水量が40m<sup>3</sup>

1,280円	+	70円×10m <sup>3</sup> +95円×10m <sup>3</sup> +110円×10m <sup>3</sup> =2,750円	+	322円
基本料金		超過料金		消費税
合計 4,352円				

## 上下水道料金の確定と請求

2カ月に1回、基準日を定めて検針員が各ご家庭の水道メータの検針にお伺いしています。使用水量は、前回検針日から今回検針日までの水道メータの指示数の差により決定し、上下水道料金を算定し請求を行っています。

上記の例だと、2カ月あたりの上下水道料金は10,875円となります。  
1カ月あたり20m<sup>3</sup>で換算すると、5,437円となります。



【市ホームページ→暮らし→上・下水道→水道料金・下水道料金→上下水道料金と計算・納付方法】

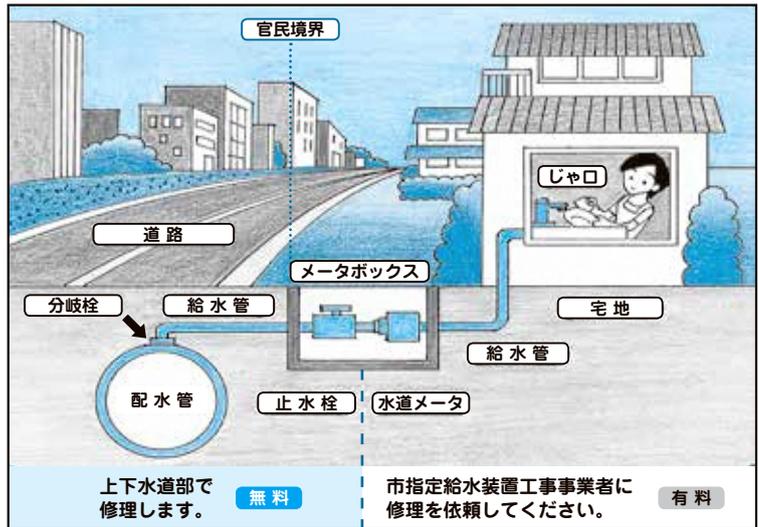
QRコード

問 お客様窓口 (☎ 955 - 9540)

## 給水装置は誰のもの？

道路に埋まっている水道管を配水管と呼びます。配水管の分岐栓以降の給水管や敷地内の止水栓(第1バルブ)、メータボックス、じゃ口(給水栓)などを給水装置と呼び、皆さんの所有物(水道メータは除く)となります。このため給水装置の修理費用は、皆さんの負担になります。しかし、配水管の分岐栓から敷地内の止水栓(第1バルブ)までの修理は個人では行うことができないため、上下水道部が負担します。

※工事などで破損をしたときは原因者の負担となります。



問 水道施設課 給水係 (☎ 955-9728)

## 給水装置や排水設備の新設などは指定工事業者へ

給水装置や排水設備の新設・改造などをするときには、必ず本市が指定する給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者へお申込みください。市指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者の一覧は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ→くらし→上・下水道→水道・下水道の工事→水道・下水道指定工事業者】

市指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者を追加

追加事業者名	住所	電話番号	上水道	下水道
有杉浦電機	滋賀県東近江市種町660-49	0748-42-5303	○	×
NTパイピング	長岡京市滝ノ町1丁目4-5	075-201-5283	○	○



QRコード

問 【上水】水道施設課 給水係 (☎955-9728) 【下水】下水道施設課 施設係 (☎ 955-9723)

## 水道の使用開始や中止をするには？

引っ越しなどにより、水道を新たに使用する場合や使用を中止する場合は、事前に手続きが必要となります。窓口や電話、インターネットでお申込みください。

なお、上下水道ともに、使用しなくても料金がかかります。転出や長期不在の場合などはご相談ください。

※窓口・電話は平日8:30~17:00まで

市ホームページ→くらし→上・下水道→水道の手続き・故障→水道の使用・中止、名義変更



QRコード

QRコードで直接アクセスできます！



問 お客様窓口 (☎ 955-9540)

## 水質管理体制について

本市では、「安全で良質な水」を皆さんにお届けするため、水質検査計画を作成し、各給水区域のご家庭のじゃ口(給水栓)や浄水場・取水井戸で水質検査を行っています。さらに、市内5カ所に自動水質監視装置を設置し24時間連続して測定を行っています。今年度は高台地域(奥ノ院系給水区域)に新たに1台設置し監視体制を強化しました。水質検査結果などは、市ホームページで公表しています。

原水及び浄水水質検査結果(抜粋) 採水日：平成29年9月6日

検査項目	混合原水	浄水
	東第2浄水場	東第2浄水場
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(基準値：0.04mg/L以下)	0.004mg/L 未満	0.004mg/L 未満
トリクロロエチレン(基準値：0.01mg/L以下)	0.001mg/L 未満	0.001mg/L 未満

注1 混合原水とは、複数の井戸からくみ上げて浄水場に集まってきた水で、水質基準値に規定はありませんが、水質内容の比較のために表示しています。

注2 測定値における「未満」表示は、検査結果数値が、水質基準値の1/10未満の場合です。

問 水道施設課 浄水場 浄水係 (☎ 951-1329)

# 1 油や生ごみを下水道に流すべからず!

以下の物は下水道に流さないでください!



油や薬品などの有害物質を下水に流すと、下水道が詰まるだけでなく、爆発事故を起こす可能性があります!

# 2 側溝を詰まらせるべからず!

廃油や枯れ葉などを道路の側溝へ流さないでください。冷えて固まった油や枯れ葉で側溝が詰まると、大雨の際、雨水が道路にあふれ、通行できなくなることにもなりかねません。



# 3 トイレにごみを捨てるべからず!



ティッシュペーパー、紙おむつ、ウェットティッシュ、生理用品、タバコ、ガムなどのごみは、トイレに流さないでください。

詰まりの原因となります。また、トイレットペーパーでも、一度に大量に流すと詰まる原因になります。

# 4 正しく下水道を使うべし!

家庭で出た野菜くずや髪の毛、おむつなど、水に溶けない物はごみとして捨て、天ぷら油などの廃油は新聞紙やキッチンペーパーなどに染み込ませて燃えるごみと一緒に出してください。



もし下水道が詰まったら、汚水が街中にあふれたり、悪臭が漂ったりすることに…。そうならないためにも、ルールを守って下水道を使ってね!

問 下水道施設課 施設係 (☎955-9723)

ご意見、お問い合わせは  
上下水道部総務課へ

電話 075-955-9538      ホームページ <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>  
 ファクス 075-951-2200      メールアドレス [suidou@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:suidou@city.nagaokakyo.lg.jp)